

# 日進香久山西部 区画整理組合だより

第2号  
平成30年4月

発行：日進香久山西部土地区画整理組合

## 今号の内容

- ・ はじめに
- ・ 平成29年度第2回総代会の開催結果
- ・ 平成30年度の主な事業内容
- ・ 組合から測量に関するお知らせ
- ・ クリーン作戦
- ・ 組合からのお願い
- ・ 問い合わせ先

## はじめに

新緑の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年3月17日に第2回総代会を開催し、平成30年度収入支出予算について承認をいただいたことを報告します。

平成30年度の主な事業は、区画整理事業の基礎となる測量を実施します。施行地区内に基準となる点を設置し、設計図の座標化、建物や工作物等を正確に把握するための測量を行います。

また、区画整理後の土地の位置を定めるための、仮換地指定の準備を進めて行きます。5月に土地利用に関するアンケートを実施し、換地設計を行うための参考とさせていただきます。同時に換地を行うにあたり換地規程及び土地評価基準の制定を行っていきます。

組合事業が本格的に動き出しております。役員一同が一丸となって事業推進に努力いたしますので、組合員の皆様方のご協力をいただきますようお願いいたします。



日進香久山西部土地区画整理組合  
理事長 山田 隆 夫

## 平成29年度第2回総代会の開催結果

平成30年3月17日に平成29年度第2回総代会を開催しました。  
慎重審議の上、議案は原案どおり承認されました。

### 〈議案〉

#### 第1号議案「平成30年度収入支出予算について」

#### 《収入の部》

(単位:円)

科目	予算額	摘要
補助金及び助成金	30,000,000	日進市土地区画整理事業補助金
保留地処分金	0	
寄付金及び雑収入	2,000	
借入金	49,590,000	
繰越金	408,000	
合計	80,000,000	

#### 《支出の部》

(単位:円)

科目	予算額	摘要
工事費	10,000,000	緊急対応工事、賠償責任保険
補償費	1,000,000	事業施行に伴う損失補償
調査設計費	36,600,000	他法令申請、換地設計、測量、地区内外分筆
会議費	130,000	総代会費、役員会費等
事務所費	25,210,000	実費弁償費、事務委託費等
利子元金	600,000	
負担金	0	
雑支出	640,000	愛知県連合会会費、市協議会会費等
元金償還金	0	
予備費	5,820,000	
合計	80,000,000	



## 平成30年度の主な事業内容

### 区画整理測量の実施、他法令の届出 平成30年4月～

施行地区内に基準となる点を設置する測量、建物や工作物等を正確に把握するための測量等及び開発に伴う他法令申請書を作成し許可を得る作業を行います。

### 換地規程、土地評価基準の作成及び換地準備 平成30年4月～

平成31年度の仮換地指定に伴い、土地の評価、換地設計の計算に必要な事項を条文化し、適正を期するための換地規程及び土地評価基準の作成を行います。

### 仮換地意向調査の実施(アンケート) 平成30年5月頃

将来の土地利用の意向を確認するための調査を実施します。

### 通常総代会 平成30年7月下旬頃

平成29年度収入支出決算及び財産目録、事業報告を行います。  
土地評価等の意見を聞くため「評価員(3名)」を総代会の同意を得て任命します。

### 臨時総代会 平成30年12月中旬頃の予定

換地規程、土地評価基準を制定します。

### 総代会 平成31年3月下旬頃

平成31年度収入支出予算を定めます。  
整理前後路線価(整理前後の道路の評価)を定めます。

## 組合から測量に関するお知らせ

平成30年4月下旬から、測量調査のため、皆様方の土地に立ち入ることがあります。畑、山林の私有地内に杭を設置する場合がありますが、関係する土地所有者の皆様には事前に周知作業を行います。また、測量をする際は枝払いをする場合も生じてきますが、事業推進のためご理解をお願いいたします。

## クリーン作戦

- \* 不法投棄がなくなることを目的とし、平成30年4月9日に事業地区内竹林の道路沿いを中心とした清掃を組合役員、日進市、事務局で行いました。
- 2トントラック 1.5台分(約400kg)のごみを除去することができました。
- 今後も不法投棄がされないよう、組合員の皆様も見守りをお願いいたします。



## 組合からのお願い

### \* 所有権移転等をされた方へ

売買、相続等により土地の所有権を移転された方は、その土地の『全部事項証明書(写し可)』をご提出ください。また、土地の名義を単独から共有へ、或いは共有から単独にされたとき、土地の合筆、分筆等をされたときも、その土地の『全部事項証明書(写し可)』をご提出ください。

### \* 転居等によりご住所を変更された方へ

転居等によりご住所を変更された方は、新しい住所を記載したものを、組合事務所までご提出ください。通知等を新住所へご送付します。

### \* 建築等の規制について(土地区画整理法第76条)

土地区画整理区域内で、建物の建築、工作物の設置及び土地の造成等の行為は、規制されております。これらの行為を計画される場合は、事前に組合事務所までお問い合わせください。

## 問い合わせ先

組合事務所

住 所

〒470-0132 日進市梅森町新田135番地623

電話番号

052-680-8875

FAX番号

052-680-8876

開所日時

月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで

(ただし、正午から午後1時までは休務)

休日：土日及び祝日並びに組合が休務と定めた日(年末・年始・お盆等)

※5月1日、2日はゴールデンウィーク期間のためお休みさせていただきます。